

令和7年度 インバウンド受入環境向上及び観光コンテンツ造成等業務委託  
質問と回答

No	質問事項	質問内容	回答
1	志賀島及び北崎エリアにおける観光関連事業者（宿泊、飲食、物販等）数について	仕様書2ページ（2）-①-ア インバウンド対応における理解促進について「志賀島及び北崎エリアにおける観光関連事業者（宿泊、飲食、物販等）へ、インバウンドへの対応環境（多言語、情報発信、キャッシュレス決済等）の状況、受け入れに関する意識のヒアリングを行うこと。」とありますが上記エリアにおける対象施設数をご教示いただけませんか。 もしくはこの内容については同ページ内②提案事項-アの内容にある「事業費全体のバランスを踏まえつつ、エリアの店舗においてインバウンド旅行者の来訪が期待できる事業者を計上すること。」に関連し提案者がヒアリングする関連業者を選定するという意味になりますでしょうか。	・ヒアリングの対象施設数の指定はありません。お見込のとおり、仕様書P3「②提案事項-ア」に記載する内容を踏まえて、提案者においてエリアの観光関連事業者を複数選定いただくという意味になります。
2	仕様書 p3-4-(3)-①-ア 観光コンテンツ造成について	宿泊を伴う観光コンテンツ造成において、宿泊施設は福岡市内の宿泊施設を利用し造成することは可能でしょうか。 それとも、志賀島・北崎エリアの宿泊施設に限定する必要がありますか。ご教示の程、宜しくお願い致します。	・仕様書P3「ア 観光コンテンツ造成」における宿泊を伴う観光コンテンツ造成は、志賀島・北崎エリアの宿泊施設に限定して提案をお願いします。 ・仕様書P4「イ 既存の観光コンテンツ等の改善支援」においては、エリア外の宿泊施設と連携した提案も可能です。